平成 22 年 2 月

国際電波法規　7 版　（平成２１年４月１５日発行）
補正表・正誤表

頁	旧		新　（変更箇所）
42	15.1 （下 11 行目）	例外	場合
44	15.19 （下 14 行目）	憲章、条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた管理機関、局又は検査官から各自の主管庁に報告する。	憲章、条約又は無線通信規則の違反を認めた管理機関、局又は検査官は、この違反についてそれぞれの主管庁に報告する。
105	47.23 （下 1・2 行目）	長期 短期	遠距離区域 近距離区域
147 ・ 148	付録第 16 号 （下 1 行目） （下 1 1 行目）	主官庁	主管庁